

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行では、創業110年にあたる1987年(昭和62年)に「行是」を制定しております。

本行は、企業活動の根幹となる経営理念であり、全役職員が一丸となって目指す銀行像を示したものです。

【行 是】

北越銀行は

広く金融サービスを提供し

顧客に信頼され

役に立つ銀行として

地域社会の発展に貢献する

上記行是のもと、経営の基本方針や長期経営計画を策定し、これに基づく各施策への取組みにより、株主の皆さまやお取引先、地域社会、役職員といった様々なステークホルダーへの責任を果たしていく所存です。

この実現にむけたコーポレート・ガバナンスの基本方針は次のとおりです。

・機関設計として監査役会設置会社を採用し、監査役による経営の監査機能を有効に活用する。

・独立性の高い社外取締役を複数名選任し、社外の視点からの意見を取り入れることによりコーポレート・ガバナンスの実効性を高める。

・コンプライアンス態勢の強化を経営の最重要課題に位置づけ、コンプライアンス計画に基づく各施策に組織的かつ積極的に取り組み、透明性の高い、健全な経営を目指す。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

・当行は、全ての原則について2018年6月の改訂前のコードに基づき記載しており、またその全てを実施しております。

・これらの原則についての改訂を踏まえた更新は、2018年10月1日に上場を予定している株式会社第四北越フィナンシャルグループとして行う予定としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】

○政策保有に関する方針

政策保有株式については、投資先との中長期的な取引関係の維持・強化、地域経済への影響や関連性等、その保有意義が認められる場合に保有することとしております。

当該株式については、リスク・リターンを踏まえた経済合理性や投資先の将来見通し、取引関係の構築状況等を定期的に検証し、保有の可否を判断しております。

○議決権行使基準

政策保有株式の議決権行使にあたっては、当行・投資先の中長期的な企業価値向上の観点から、投資先の業容等を勘案したうえで、総合的に判断します。

【原則1 - 7】

当行では、関連当事者間の取引において、当行や株主の皆さまの利益を害することのないよう、以下の体制を整備しております。

・取締役の競業取引および自己取引については、取締役会決議により定められた「取締役会規程」において取締役会の承認事項として規定するとともに、その取引につき重要な事実を取締役に報告することとしております。

・取締役会決議により「コンプライアンス規程」および「コンプライアンスマニュアル」を定め、お客さまとの利益相反の恐れのある取引に関する管理手法やアームズレングスルールの遵守などコンプライアンスの周知徹底に努めております。

また、コンプライアンス態勢の維持向上を図るため、年度毎に「コンプライアンス計画」を立案し、進捗状況について半期毎に取締役会に報告することとしております。

【原則3 - 1】

(1) 経営理念(行是)は、本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載したほか、当行ホームページにも掲載しております。

長期経営計画についても、概略を当行ホームページに掲載済みですのでご参照ください。

< 経営理念(行是) > <http://www.hokuetsubank.co.jp/contents/toushika/bank/index.html>

< 長期経営計画 > http://www.hokuetsubank.co.jp/new/pdf/170623_19_keieikeikaku.pdf

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 役員報酬の決定に関する方針および手続きについては以下のとおりです。

<役員報酬の決定に関する方針>

・当行では、取締役および監査役の報酬総額を株主総会において決議し、取締役の確定金額報酬を年額250百万円以内、監査役の確定金額報酬を年額65百万円以内と定めております。

また、取締役(社外取締役を除く)については、この報酬とは別枠にて、ストックオプション報酬としての新株予約権を年額70百万円以内の範囲で割り当てることとしております。

・取締役(社外取締役を除く)の報酬体系については、確定金額報酬、役員賞およびストックオプション報酬とし、社外取締役については、確定金額報酬および役員賞としております。

なお、確定金額報酬および役員賞とは、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

・監査役の報酬体系については、確定金額報酬および役員賞としております。

<役員報酬の決定に関する手続き>

・各取締役および監査役への配分等については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役の報酬については取締役会の決議により、監査役の報酬については監査役の協議により、これを決定しております。

(4)経営陣幹部の選任および取締役・監査役候補の指名に関する方針および手続きについては以下のとおりです。

・取締役候補(社外取締役を除く)の指名については、これまでの経験、知識、能力等を総合的に勘案のうえ、当行の持続的成長と企業価値向上に貢献することの期待できる人物を頭取および代表取締役が取締役会に推薦し、取締役会において決議しております。

また、経営陣幹部(役付取締役以上)の選任については、頭取を補佐するとともに適切に業務を執行することのできる人物を取締役のなかから頭取および代表取締役が取締役会に推薦し、取締役会において決議しております。

・社外取締役候補の指名については、法務、財務・会計、企業経営等に関する実務経験や専門的知見を有するとともに、外部の視点から経営に対して客観的・中立的に提言できる人物を頭取および代表取締役が取締役会に推薦し、取締役会において決議しております。

・監査役候補の指名については、業務執行者に対して独立した客観的な視点から監査をおこない、当行の健全性確保に貢献することの期待できる人物を頭取および代表取締役が監査役会に推薦し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決議しております。

(5)取締役候補の選任理由については以下のとおりです。

なお、平成30年6月26日に開催された第113期定時株主総会において、1名の候補について選任されました。

<取締役候補の選任理由>

・山田 基(新任)

融資部門等に携わるほか、営業店長を務めるなど、豊富な業務経験と実績を有しております。

こうした経験や知識を活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補といたしました。

【補充原則4-1-1】

当行は取締役会において、法令および定款に定める事項のほか、取締役会規程に則り、長期経営計画等の重要な業務執行を決定しております。また、取締役会決議事項以外の業務執行については、取締役頭取をはじめとする経営陣に委任しております。

【原則4-8】

当行は、独立社外取締役を2名選任しております。

【原則4-9】

当行が定める社外役員の独立性に関する判断基準は以下のとおりです。

<社外役員の独立性に関する判断基準>

当行における社外取締役および社外監査役候補は、原則として、現在または最近(注1)において以下のいずれの要件にも該当しないものとしております。

(1)当行を主要な取引先とする者またはその者が法人等である場合はその業務執行者

(2)当行の主要な取引先またはその者が法人等である場合はその業務執行者

(3)当行から役員報酬以外に多額(注2)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等

(4)当行を主要な取引先とするコンサルティング会社、会計事務所または法律事務所等の社員等

(5)当行から多額の寄付等を受ける者またはその者が法人等である場合はその業務執行者

(6)当行の主要株主またはその者が法人等である場合はその業務執行者

(7)次に掲げる者(重要(注3)でない者を除く)の近親者(注4)

A. 上記(1)～(6)に該当する者

B. 当行およびその子会社の取締役、監査役および重要な使用人等

(注1)実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役および社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合を含む

(注2)過去3年平均で、年間10百万円以上

(注3)会社の役員・部長クラスの者または会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士等

(注4)二親等内の親族

【補充原則4-11-1】

当行では、取締役会における議論を効果的・効率的におこなうため、定款において取締役の人数を15名以内と定めており、現在は取締役13名で構成されております。

また、経営体制および業務執行監督機能の強化を図るため、取締役のうち2名を社外取締役とし、法務、財務・会計、企業経営等に関する実務経験や専門的知見を有するとともに、取締役会において外部の視点から客観的・中立的に提言できる人物を選任しております。

【補充原則4-11-2】

当行では、取締役および監査役の重要な兼職の状況を「株主総会招集ご通知」の添付書類「事業報告」において毎年開示しております。

なお、本報告書の提出日現在における他の上場会社役員の兼任状況は次のとおりです。

・福原 弘(社外取締役) 株式会社ヤマノホールディングス 監査役

【補充原則4-11-3】

当行では、取締役会の機能向上を図るため、取締役会出席者全員(取締役・監査役)を対象に取締役会運営に関するアンケートを実施し、取締役会全体の実効性に関する分析・評価をおこなうこととしております。

平成29年度の分析・評価結果においては、取締役会全体の実効性は確保されていることを確認しております。
経営戦略など今後の経営の方向性等に関するテーマについては、より深掘りした議論が必要と認識し、審議機会の増加などの取組みをすすめております。

【補充原則4 - 14 - 2】

当行では、取締役および監査役がその役割・責務を適切に果たせるよう、業務に関する情報の提供や外部機関による研修・セミナー等の参加など、各取締役および監査役に応じたトレーニング機会の提供・斡旋をおこなうとともに、その費用について広く支援をおこなうこととしております。

【原則5 - 1】

当行では、株主の皆さまとの建設的な対話を促進するため、以下の方針のもと、その取組みをすすめております。

<株主との建設的な対話に関する方針>

- ・株主の皆さまからの対話の申込みに関しては、総合企画部担当役員を統括責任者として定め、当行が合理的と判断する範囲で取締役等が前向きに応じてまいります。
- ・株主の皆さまとの対話の促進にむけて、当行全体で横断的に取組み、当該対話を通じて認識された課題等については、総合企画部、総務部等の関連部室において広く共有してまいります。
- ・株主の皆さまとの対話の充実を図るため、決算説明会を定期的に開催するとともに、ホームページ、ディスクロージャー誌等による積極的な情報開示に努めてまいります。
- ・株主の皆さまとの対話を通じて寄せられたご意見等については、その重要性や性質を勘案のうえ、適時、経営陣に報告してまいります。
- ・株主の皆さまの実質的な平等性を確保するため、当行の重要情報については、適時かつ公平に開示することとし、特定の株主に対してのみ提供することがないよう、情報管理の徹底に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,255,700	13.57
明治安田生命保険相互会社	1,216,221	5.07
三星金属工業株式会社	1,003,947	4.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	588,100	2.45
北越銀行従業員持株会	558,317	2.32
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	439,898	1.83
坂井商事株式会社	434,700	1.81
GOVERNMENT OF NORWAY	429,580	1.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	424,800	1.77
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	400,000	1.66

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
福原 弘	弁護士								○			
竹内 希六	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福原 弘	○	当行独立役員	弁護士としての豊富な知識と経験を有しており、経営体制及び業務執行監督機能の中立性、独立性を一層高めるため。
竹内 希六	○	当行独立役員	企業経営者としての豊富な知識と経験を有しており、経営体制及び業務執行監督機能の中立性、独立性を一層高めるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人は、監査報告会等を年9回実施し、監査概要及び監査結果等について監査役が報告を受けるほか、随時意見交換を行っています。
監査役と内部監査部門である監査部は定期的に会合を開催し、内部監査の実施状況等について報告を受けるなど相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
北村 敏雄	公認会計士										○			
渡邊 四朗	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北村 敏雄	○	当行独立役員	会計の専門家としての立場から、監査体制の中立性及び独立性を一層高めるため。
渡邊 四朗		――	企業経営者としての豊富な経験及び幅広い見識に立ち、客観的に助言・提言いただけるものとして、社外監査役として適任と判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

・当行は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
・当行が定める社外役員の独立性に関する判断基準は以下のとおりです。
< 社外役員の独立性に関する判断基準 >
当行における社外取締役または社外監査役候補は、原則として、現在または最近(注1)において以下のいずれの要件にも該当しないものとして

おります。

- (1) 当行を主要な取引先とする者またはその者が法人等である場合はその業務執行者
 - (2) 当行の主要な取引先またはその者が法人等である場合はその業務執行者
 - (3) 当行から役員報酬以外に多額(注2)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等
 - (4) 当行を主要な取引先とするコンサルティング会社、会計事務所または法律事務所等の社員等
 - (5) 当行から多額の寄付等を受ける者またはその者が法人等である場合はその業務執行者
 - (6) 当行の主要株主またはその者が法人等である場合はその業務執行者
 - (7) 次に掲げる者(重要(注3)でない者を除く)の近親者(注4)
 - A. 上記(1)～(6)に該当する者
 - B. 当行およびその子会社の取締役、監査役および重要な使用人等
- (注1) 実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役および社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合を含む
- (注2) 過去3年平均で、年間10百万円以上
- (注3) 会社の役員・部長クラスの者または会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士等
- (注4) 二親等内の親族

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員の業績向上と企業価値増大への貢献をより強固なものとし、株主重視の経営意識を高めるため、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者は社内取締役としており、社外取締役及び監査役については、その役割を踏まえ付与対象としておりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

有価証券報告書および事業報告において、報酬等の総額を開示しております。平成29年度中に支払った報酬等の総額は以下のとおりであります。

取締役(社外取締役を除く)に対する報酬等242百万円(基本報酬189百万円、賞与15百万円、ストックオプション37百万円)

監査役(社外監査役を除く)に対する報酬等40百万円(基本報酬36百万円、賞与3百万円)

社外役員に対する報酬等24百万円(基本報酬18百万円、賞与6百万円)

上記以外に取締役に対する使用人としての報酬等として42百万円(基本報酬39百万円、賞与3百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

< 役員報酬の決定に関する方針 >

・当行では、取締役および監査役の報酬総額を株主総会において決議し、取締役の確定金額報酬を年額250百万円以内、監査役の確定金額報酬を年額65百万円以内と定めております。

また、取締役(社外取締役を除く)については、この報酬とは別枠にて、ストックオプション報酬としての新株予約権を年額70百万円以内の範囲で割り当てることとしております。

・取締役(社外取締役を除く)の報酬体系については、確定金額報酬、役員賞与およびストックオプション報酬とし、社外取締役については、確定金額報酬および役員賞与としております。

なお、確定金額報酬および役員賞与には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。

・監査役の報酬体系については、確定金額報酬および役員賞与としております。

< 役員報酬の決定に関する手続き >

・各取締役および監査役への配分等については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役の報酬については取締役会の決議により、監査役の報酬については監査役の協議により、これを決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

更新

取締役会における審議の活性化を図るため、社外取締役・社外監査役を対象に「社外役員連絡会」を開催し、取締役会の議案・報告内容に関する事前説明および質疑応答をおこなっております。

また、社外監査役を含む監査役の職務の実効性を高めるため、監査役を補助する使用人として、監査役会事務局にスタッフ1名を配置し、情報の提供など支援体制を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当行は、機関設計として監査役会設置会社を採用しており、経営の重要事項等を決定する取締役会及び経営監査としての監査役会を設置しております。

取締役会は、取締役13名で構成され、原則として月1回開催し、法令及び定款に定める事項や重要な業務執行を決定しております。

取締役のうち2名は、経営体制及び業務執行監督機能の強化を図るため選任された社外取締役であります。

また、取締役会へ付議する事項や、取締役会で決定した基本方針に基づく執行方針、委任事項等について協議・決定を行う機関として常務会を設置し、経営の意思決定の迅速化を図っております。

一方、監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されており、各監査役は当行監査役監査基準に基づいた監査計画を策定のうえ、監査を実施しております。

常勤監査役は、取締役会等の重要会議への出席、重要書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行状況の監査及び内部統制の構築・運用状況を検証し、提言・助言を行っております。

社外監査役は、毎月開催される監査役会で、常勤監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、また、取締役会等に出席し、外部の視点から客観的・中立的な発言を行っており、業務執行状況に対する経営監視機能を果たしております。

内部監査につきましては、業務機構上、監査部を常務会直轄の組織に位置づけ、経営の関与を一層高める体制としております。

監査部には業務に精通した人材を23名配置しており、本部監査グループ及び営業店監査グループが、取締役会の承認を受けた内部監査基本計画等に基づき、本部・営業店・連結子会社等におけるリスク管理の状況に重点を置いた監査を実施しております。

当行は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、平成29年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名、並びに監査業務に係る補助者の構成は以下の通りです。

業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

指定有限責任社員業務執行社員 五十嵐 朗 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員業務執行社員 大島 伸一 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員業務執行社員 細野 和也 新日本有限責任監査法人

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 13名 その他 11名

なお、当行は平成30年6月26日付で、会計監査人を有限責任あずさ監査法人へ変更しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は、機関設計として監査役会設置会社を採用しております。

取締役会は社外取締役2名を含む取締役13名で構成されているほか、監査役会は社外監査役2名を含む監査役4名で構成されております。

社外取締役は、取締役会において客観的・中立的な立場から経営体制及び業務執行監督機能を強化する役割を担っております。

また、社外監査役は、監査役会において常勤監査役から取締役会の職務の執行状況等について報告を受けるとともに、独立した立場から意見交換を行っております。加えて、取締役会においても客観的・中立的な立場から業務執行状況に対する経営監視機能を果たしております。

このような体制により、経営の監督機能を十分果たしているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年6月26日開催の第113期定時株主総会の招集通知を平成30年5月31日(26日前)に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避け、早期に開催することにしております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット・携帯電話による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJ(インベスター・コミュニケーション・ジャパン)が運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	第113期定時株主総会の招集通知(英文)を東京証券取引所および当行ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成29年度は、取引先向けの決算説明会を新潟県内を中心に9回開催いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、ディスクロージャー誌、長期経営計画、ニュースリリース等を掲載しております。(http://www.hokuetsubank.co.jp/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部広報室を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行是において「広く金融サービス提供し、顧客に信頼され、役に立つ銀行として地域社会の発展に貢献する」ことを掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	公益財団法人北銀奨学会による返還義務のない奨学金給付、小学生バレーボール大会への協賛、社会福祉に貢献した個人・団体への北越銀行賞の表彰、絶滅危惧種等保護ボランティアへの参加、新潟県の鳥「トキ」の保護・野生復帰に向けた募金活動支援等の諸活動の他、投資信託「トキ応援ファンド」「トキ子育て応援ファンド」の信託報酬の一部による寄付活動にも取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行は、会社法の規定する「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会において決議し、業務の適正を確保するための態勢整備に努めております。

コンプライアンス態勢の強化については、経営の最重要課題と位置づけ、全役職員が「北越銀行行動憲章」をはじめとする各種規程等に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行しております。

業務運営においては、取締役会で重要事項を決定し、統括部署であるリスク統括部法務室、各業務担当部門、各部門に配置する法令遵守担当者を通じて、コンプライアンスの徹底に取り組んでいるほか、役職員の職務執行における適合性について、監査部門による検証や内部通報制度を含めた態勢の整備等により、チェック機能を確保しております。

財務報告における信頼性の確保については、「財務報告に係る内部統制構築の方針及び基本的計画」に基づき、財務報告に係る内部統制が適切に整備・運用される体制を構築しております。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底しております。

取締役の職務執行については、常務会において十分な議論と検証を尽くすことにより、効率的な取締役会運営に努めるとともに、執行にかかる情報・文書の取扱い、当行規程等に従い適切に保存・管理(廃棄を含む)を行い、必要に応じて管理・運用状況の検証、各規程等の見直しを行っております。

監査役の機能確保については、当行及び当行グループ各社の取締役及び使用人は、法令あるいは監査役の要請に応じて必要な情報を提供し、自己の職務執行状況等を報告することとしております。

また、監査の実効性を高めるため、代表取締役との意見交換や情報交換等についても定期的に行っております。

リスク管理態勢の整備につきましては、「統合的リスク管理方針」において基本的な考え方を明示のうえ、「統合的リスク管理規程」で管理対象や管理態勢を体系的に定めております。

業務運営においては、取締役会で重要なリスク管理の状況について報告を受けるとともに、基本方針をはじめ必要な意思決定を行っております。リスク管理に関する体制として、リスク統括部を統括部署としているほか、自己資本管理や信用リスク・市場リスクなど各リスク毎に主管部署を定め、管理態勢の強化に努めております。

また、各種会議や委員会の設置によりリスク管理に係る個別のテーマや重要事項への対応を行っており、これらについて監査部による検証を実施しております。

当行グループ各社における業務の適正は、当行で定める関連会社運営規程のほか、当行各種規程の適用・準用により、これを確保するとともに、各社に対する監査を実施し、グループ経営上、適切な業務運営がなされているかを検証しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。

倫理規定、行動規範、社内規則等の整備状況につきましては、「北越銀行行動憲章」に反社会的勢力との断固たる対決姿勢を掲げているほか、「内部統制システム構築の基本方針」にも関係遮断を明記しております。

社内体制の整備状況につきましては、以下の通りであります。

(1) 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

対応統括部署はリスク統括部法務室で、各営業店には不当要求防止責任者を設置しております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

警察や暴力追放推進センター、弁護士等の外部組織と緊密に連携をとり、対応にあたっております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

リスク統括部が反社会的勢力に関する情報を収集してデータベースを構築し、一元的に管理しております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力に対する行内体制、情報管理方法、具体的な対応方法等を記載した「反社会的勢力への対応マニュアル」を制定しております。

(5) 研修活動の実施状況

不当要求防止責任者等を対象とした研修を定期的を実施しております。

その他

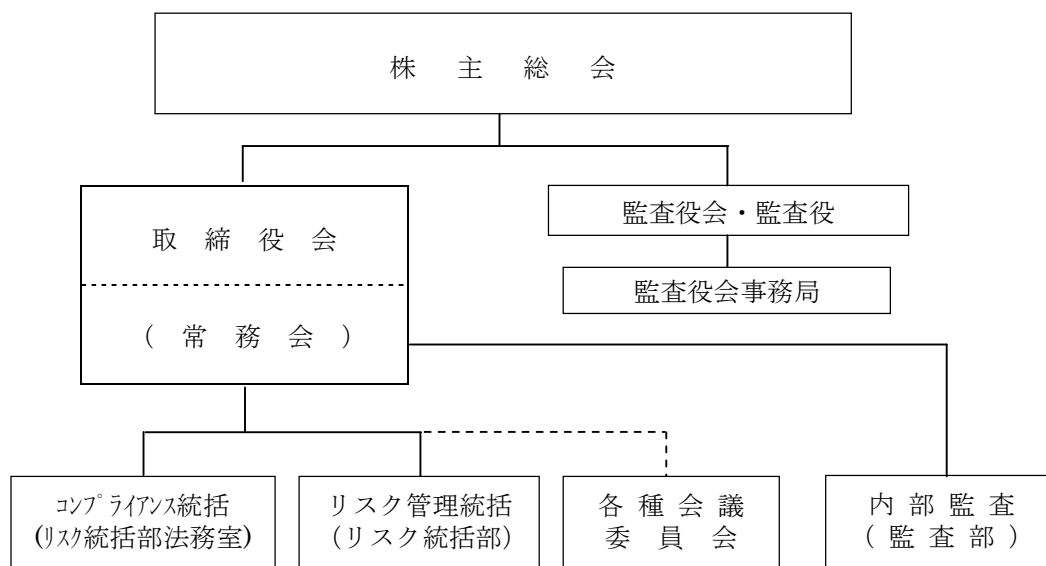
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【 当行のコーポレート・ガバナンス体制 】



〈主要な会議・委員会〉

- A L M 会議：資産・負債及び収益の総合管理、各種リスクの管理による収益安定化
- 事故防止審議委員会：事務事故等への対応方針や防止策等検討
- 融資管理審議委員会：融資事故等に係る原因究明や防止策等検討
- C S 向上委員会：重大な苦情等に係る対応方針や防止策等検討

【 適時開示体制の概要 】

